

2020年3月9日

島根県知事 丸山 達也 様

日本共産党島根県議団  
団長 尾村利成  
幹事長 大国陽介

### 新型コロナウイルス感染症に係る緊急申し入れ

新型コロナウイルス感染症の感染者が各地で急速に広がっています。

今、大切なことは、感染拡大防止に向けて、あらゆる万全の対策を講じることです。

厚労省は2月28日、「新型コロナウイルス感染症に係る帰国者・接触者外来の受診時における被保険者資格証明書の取り扱い」についての通知を発出しました。

通知では、「国民健康保険の被保険者資格証の方が新型コロナウイルス感染症の発症の疑いのため、指定医療機関を受診した場合は、一部負担金のみで受診することが可能」としています。

島根県内では2019年10月1日時点で、正規の保険証が取り上げられ、資格証を交付された世帯は11市町で422世帯にも及んでいます。

資格証交付世帯は、いったん全額（10割）負担となるため、医療にかかりたくてもかかれない受診抑制を生んでいます。

資格証交付世帯の命と健康を守るためにも、また感染拡大防止のためにも、本通知の趣旨を市町村や保健医療機関等はもちろんのこと、何よりも資格証交付世帯に周知徹底する必要があります。

保険証一枚で誰もが安心して必要な医療が受けられるようにすることこそ自治体の責任です。

国保の都道府県化によって、県も保険者となりました。国保加入世帯の命と福祉を守るためにイニシアチブの発揮を求めるものです。

以上の立場から、下記事項について申し入れます。

#### 記

- ① 受診抑制の防止および新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からも、県内の資格証交付世帯に対して、直ちに保険証を交付すること。
- ② 少なくとも、厚労省通知の趣旨を資格証交付世帯に周知、徹底すること。
- ③ 県内市町村に①及び②の申し入れ内容の徹底を図ること。